第

成 <u>一</u> 年 八 月 +

第 四 千 十 号

増

刊

(1)

次

目

○福岡県教育委員会事務局等職員の表彰の実施に関する規程並びに本 教育委員会

○教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の 一部を改正する

庁及び出先機関の定義の一部を改正する訓令

教育庁総務企画課

訓令

(教育庁総務企画課)

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第三号

本

庁

出先機関

定義の一部を改正する訓令を次のように定める。 福岡県教育委員会事務局等職員の表彰の実施に関する規程並びに本庁及び出先機関 0

平成三十年八月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会事務局等職員の表彰の実施に関する規程並びに本庁及び

先機関の定義の一部を改正する訓

出

福岡県教育委員会事務局等職員の表彰の実施に関する規程の一部改正

条 福岡県教育委員会事務局等職員の表彰の実施に関する規程 (平成七年三月福

岡

県教育委員会訓令第二号)の 一部を次のように改正する。

項中 第四条第一項中 「教育次長」を 「総務部総務課長」を 「副教育長」に、 「教育総務部総務企画課長」に改め、 「総務部長」を 「教育総務部長」 に改め、 同条第

育企画部長、

を削

総務課長

を

「総務企画課長」

に改める

日 、本庁及び出先機関の定義の

条 本庁及び出先機関の定義 (昭和四十九年四月福岡県教育委員会訓令第四号)

一部改正

部を次のように改正する 本則中 「第四条」を「第五条」

に改める

則

この訓令は、 公布 の日から施行する

福岡県教育委員会教育長訓令第三号

教育長 の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように 出先機関

本

庁

定める。

平成三十年八月三十一日

岡県教育委員会教育長

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一

部を改正する訓令 城

戸

秀 明

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程 (昭和四十二年八月福岡県教育委員

会教育長訓令第二号) の一部を次のように改正する

第五条の表の備考中 「教育指導室又は教育相談室」 を 教育指導室、 教育相談室及び

社会教育室」 に、 「指導主事」を「指導主事及び社会教育主事」に改める

則

この訓令は、 公布の日から施行する。

毎週火金曜日 定期発行日